

犬の新しい飼い主さんを 募集しています！



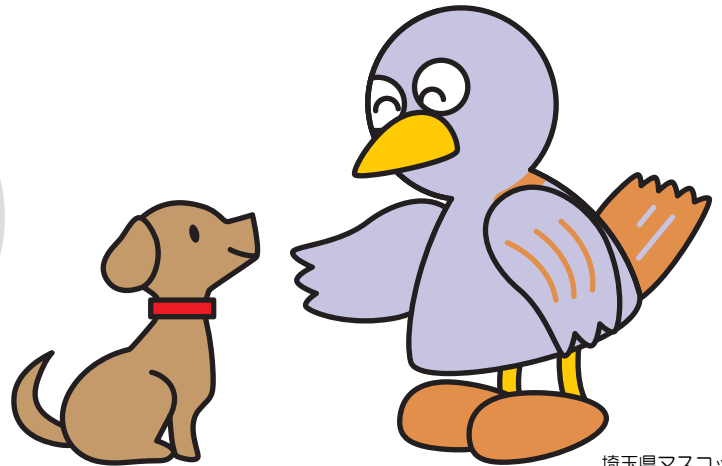
～ 犬の譲渡制度のご案内 ～

近年、埼玉県内の保健所で引取り・収容される犬の大部分は、捨てられたり飼い主のやむを得ない事情などで引き取られた成犬です。室内飼いや不妊手術をする飼い主さんが多く、また野良犬対策も取られているため、現在、子犬が収容されることはほとんどありません。保健所に引き取られた成犬は、譲渡に向いていない問題行動がある犬や高齢犬だけではなく、飼い主さんの事情で放棄された犬など飼育するには問題がない犬も多く含まれています。このような犬の命を少しでも救うため、県では、登録団体や動物指導センターから犬を引き取り、新しい家族として迎えていただける方を募集しています。

犬の譲渡を受けるには 3つの方法があります

- A 動物保護団体（動物指導センターの登録団体）から譲渡を受ける。
- B 動物指導センターから譲渡を受ける。
- C 「新しい飼い主さがし掲示板」に掲載されている情報からさがす。

（B、Cについては裏面を参照してください）



埼玉県マスコット
「コバトン」

A 登録団体から譲渡を受ける

※ 「登録団体」とは、動物指導センターの登録を受け、センターに収容された動物を引き取り、新しい飼い主に譲渡する活動を行っているボランティア団体等です。現在センターに収容された犬の多くは、この手続きにより団体から譲渡されています。

① 登録団体のHPをチェック

☆ 動物指導センターのホームページに各登録団体のホームページ等のアドレスが掲載されています。

※ <https://www.pref.saitama.lg.jp/b0716/doubutu-link-jyoutoninnteidanntai.html> 又は、検索サイトで「埼玉県 登録譲渡団体」を検索してください。

② 各団体に問合せ

☆ 各団体のホームページに譲渡を受けたい犬の情報が掲載されている場合は、記載された問合せ方法に従って団体と連絡を取ってください。

- ※1 多くの動物保護団体は、個人的なボランティアで行っているため、電話番号を公表していない場合がほとんどで、各団体のホームページ上の「問合せ欄」等で連絡を取ることになります。
- ※2 団体ごとに、「動物の画像、性格・特徴などの掲載」「団体側で飼い主希望の方の審査を行うシステム」「譲渡までのワクチン代や避妊手術等の必要経費の負担を求めるシステム」、さらに「ホームステイのように一時的に預かることができ、動物の性格や健康状態を確認してから、引き取るかどうかを決めることができるシステム（トライアル）」など、団体が独自にさまざまな方法や条件を設定しています。

各団体のホームページの内容をよく確認のうえ、ご検討ください。



埼玉県動物指導センター
埼玉県動物指導センター南支所

熊谷市板井123
さいたま市桜区在家473

TEL : 048-536-2465
TEL : 048-855-0484

2020. 4

B 動物指導センターから譲渡を受ける

I 子犬の譲渡はありません

II 動物指導センター飼育成犬の譲渡

新しい飼い主募集中の飼育成犬がいる場合は、センターのホームページに掲載しています。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/b0716/seikenjouto-n.html>

① センターに電話で問合せ

② マッチングのため来所（複数回）

③ 成犬譲渡

☆ 以下の「譲渡の条件」をご確認のうえお申込みください。

譲渡の条件（譲渡前に誓約書・確認書等を提出していただきます）

1. その動物が一生を終えるまで、愛情と責任を持って飼うことができること。
2. 食事・散歩・そうじなどの世話が毎日できること。
3. 新しい動物を飼うことに家族全員が賛成していること。
4. 家族に動物アレルギーの方がいないこと。
5. 譲渡を受けた後、速やかにお住まいの市町村で犬の登録をするとともに、年1回、狂犬病予防注射を受けさせること。
6. 譲渡を受けた後、避妊または去勢手術を受けさせること。
7. 動物を飼っても良い住宅であること。
 - ※1 飼育場所は、原則として自己所有か、飼育可能な賃貸契約等が結ばれていること。（賃貸住宅や集合住宅の場合、契約上、動物を飼うことができない場合があります）
 - ※2 飼育場所が賃貸または集合住宅の場合、飼育許諾の確認書か契約書等の写しを提出していただきます。
8. 犬の習性に応じた「しつけ」ができること。
9. 室内で飼うこと。

飼育犬の性格等に応じて条件を付け加えている場合があります。詳細はホームページでご確認下さい。

- * 譲渡は無料ですが、譲渡後に犬の登録や狂犬病予防注射、マイクロチップの登録費用がかかります。
- * 譲渡申請を行う方が60歳以上の場合、申請者が飼育困難になった場合に飼育を引き継げる方の「飼育同意書」を提出していただくことがあります。
- * 飼い主希望の方と飼育犬との信頼関係を築いていただくために、センターに複数回（1か月以上）通っていただく必要があります。

C 「新しい飼い主さがし掲示板」掲載犬の譲渡を受ける

「新しい飼い主さがし掲示板」は、さまざまな事情で「犬を飼い続けることができなくなった」という情報を掲載しています。

- ① 動物指導センターのホームページに掲載している「新しい飼い主さがし掲示板」掲載犬を確認のうえ、電話で動物指導センターにご連絡ください。
 - ※ <https://www.pref.saitama.lg.jp/b0716/doubutu-kaikata-kainushisagashikeijiban-1.html>
又は、Googleなどの検索サイトで「埼玉県 新しい飼い主さがし掲示板」を検索する。
- ② 動物指導センターは情報の仲介のみになりますので、掲載を依頼された方の了解を得たうえで、連絡先をお知らせします。
- ③ 以後は、相対で譲渡の打合せ等をしていただきます。

